

仮設住宅に対する調査の実施について (「審査メモで示された論点に対する回答」の補足)

審査メモで示された論点

今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等の地域においては、未だに仮設住宅での生活を余儀なくされている多数の方がおり、仮設住宅に対する調査に当たっては、行政記録情報（仮設住宅等入居申請情報等）の活用の余地等を含め、入居者の心情等に十分配慮した調査の実施が求められる。

- 仮設住宅に居住している被災世帯の居住実態及びその変化を把握するという統計ニーズの重要性等に鑑み、仮設住宅に入居する世帯に対しても調査を実施するが、調査事項の中には、現住居への入居時期、前住居、居住室数、広さ、建築の時期等、入居者の心情に影響を及ぼす恐れのある事項が含まれている。
- このため、総務省統計局としても、調査の実施に当たり、当該世帯への十分な配慮が必要であると考え、平成24年3月から現在まで、被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）及び関係市町村と、仮設住宅入居者の心情に配慮した具体の調査方法等について、協議を行ってきているところ。
- 上記協議の結果、市町村の状況に応じて、以下の方策を活用して調査を実施する予定。
なお、この調査方法はいずれも従来の調査方法の枠組み内で対応可能。
 - ・ 代理申告等（調査員が世帯員以外の者に質問することによる調査）
 - ・ 市町村職員及び指導員の随行による調査
 - ・ 仮設住宅入居者に協力を依頼し、調査員に任命した上での調査
 - ・ 市町村が所有する行政記録等によるデータ補完（住宅の属性情報を中心に補完）

(参考)

平成25年住宅・土地統計調査では、岩手県で37調査区、宮城県で24調査区、福島県で7調査区が選定されており、各調査区につき17住戸・世帯が調査対象になることから、総数で約1,156住戸・世帯が仮設住宅に入居する調査対象数となる見込み。